農川漁村振興交付金のうち

農山漁村活性化整備対策 【令和2年度予算概算決定額(農山漁村振興交付金)9,805(9,809)百万円の内数】

く対策のポイント>

農山漁村活性化法に基づき、都道府県又は市町村が策定した農山漁村における定住・交流の促進、農業者の所得向上や雇用の増大を図るための活性 化計画の実現に向けて、**農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備**を支援します。

<政策目標>

- 都市と農山漁村の交流人口の増加(1,450万人[令和2年度まで])
- 農村部の人口減の抑制(2,151万人を下回らない「令和7年度」)

く事業の内容>

- 過疎化の進行等、地域における課題を解決するため、**都道府県や市町村が計** 画主体となり、農山漁村における定住促進、農業者の所得向上や雇用の増大等、 農山漁村の活性化のための目標等を定めた活性化計画を策定。
- 活性化計画に定めた目標の達成に向け、農産物加工・販売施設、地域間交流 **拠点等の整備**を交付金により支援。
- ・指定棚田地域における振興活動に資する事業メニューの追加

※下線部は拡充内容

1. 農山漁村定住促進対策型

- ○地域産物の販売額の増加、雇用者数の増加などを目標として、農山漁村の定 住促進を図る目的で実施するもの。
 - (例) 集出荷・貯蔵・加丁施設、低コスト耐候性ハウスなど

2. 農山漁村交流対策型

- ○交流人口の増加、滞在者数の増加などを目標として、農山漁村と都市との交 流を図る目的で実施するもの。
 - (例) 農作業の体験施設、廃校を利用した交流施設など

<事業の流れ>



く事業イメージン

- ○計画主体 都道府県、市町村
- ○事業実施主体 都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体等
- ○事業期間 原則3年間(最大5年間)
- ○交付率 1/2等



集出荷・貯蔵・加工施設



農産物直売所



農作業の体験施設



低コスト耐候性ハウス



地元食材を使用したレストラン



廃校を利用した交流施設

[お問い合わせ先] 農村振興局地域整備課(03-3501-0814)